

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第8回

他の企業への関与の開示－新設

1. はじめに

今回は、2014年3月に改訂された「企業会計準則第41号－他の企業への関与の開示」(以下、「41号準則」)を解説します。

41号準則は、総則、重大な判断及び仮定の開示、子会社への関与の開示、共同支配の取決め及び関連会社への関与の開示、非連結の組成された企業への関与の開示、移行規定、付則の7章から構成されています。なお、関連する応用指南は、公表されていません。

従来、各準則に分散していた子会社、共同支配企業、関連会社等に関する開示要求を、2014年の新準則改訂に合わせ、41号準則に集約・拡充されています。これは、財務諸表の利用者が、他の企業への関与の内容、関連するリスク、企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローへの影響を評価するために有用な情報を提供することを目的としています。

一方、連結財務諸表と親会社の個別財務諸表を同時に提供している場合、41号準則で要求される開示項目は連結財務諸表の注記として開示することとなり、親会社の個別財務諸表で重複して開示する必要はありません。

また、開示情報が多岐にわたるため、必要な情報が入手できているか、入手できる体制にあるか、事前に確かめて決算に臨むことが期待されます。

なお、41号準則は、基本的には国際財務報告基準(IFRS)におけるIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の考え方を踏襲した内容となっています。

2. 用語の定義

以下では、他の企業への関与の開示に関連する用語の定義を示します。

他の企業への関与	企業が、契約または他の形式により他の企業の関連のある活動に参加し、かつ、これにより変動リターンを享受することを可能にする関与。
組成された企業	誰が企業を支配しているかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業。

3. 重大な判断及び仮定の開示

企業は、他の企業に対し行使する支配、共同支配または重要な影響に関し行った重大な判断及び仮定等を開示する必要があります。例えば、下記項目に関連する判断及び仮定が必要な開示として挙げられています。

- (1) 議決権比率が 50%以下にもかかわらず子会社とする場合。
- (2) 議決権比率が 50%超にもかかわらず子会社としない場合。
- (3) 議決権比率が 20%未満にもかかわらず関連会社とする場合。
- (4) 議決権比率が 20%以上にもかかわらず関連会社としない場合。
- (5) 共同支配の取決めが共同支配事業なのか共同支配企業なのかを決定する場合。
- (6) 企業が代理人なのか本人なのかを決定する場合。

4. 子会社への関与の開示

企業は、子会社への関与に関し下記情報を開示する必要があります。

- (1) 子会社の名称、主要な事業場所及び登記場所、事業の性質、持分比率等を含む企業集団の構成。
- (2) 子会社の少数株主持分が重要な場合、
 - ① 子会社の少数株主の持分比率(持分比率と議決権比率が異なる場合、議決権比率)。
 - ② 当期の子会社の少数株主に帰属する損益及び少数株主に支払われた配当。
 - ③ 当期末における子会社の少数株主持分残高。
 - ④ 子会社の主要な財務情報。
- (3) 企業集団の資産の使用及び債務の決済に重大な制限がある場合、
 - ① 制限の内容。
 - ② 子会社の少数株主が有する防御的な権利により企業集団の資産の使用及び債務の決済に重大な制限が生じる場合の制限の内容及び程度。
 - ③ 制限が適用される資産及び負債の連結財務諸表における金額。
- (4) 連結範囲に含まれる組成された企業がある場合、
 - ① 企業またはその子会社が、組成された企業に財政支援等を提供することが契約上決められている場合、その契約条件。
 - ② 契約上の取決めがなく、企業またその子会社が組成された企業に提供した財政支援等の種類、金額及び理由。

- ③ 企業が組成された企業への財政支援等を意図する場合、その意図。
- (5) 支配権の喪失に至らない子会社における所有者持分の変動。
- (6) 子会社の支配権を喪失する場合、
 - ① 支配権喪失による利得または損失及び対応する表示科目。
 - ② 支配権喪失日において残余持分を公正価値により測定したことにより生じた利得または損失。

5. 共同支配の取決め及び関連会社への関与の開示

企業は、共同支配の取決め及び関連会社への関与に関し下記情報を開示する必要があります。

- (1) 企業が重要な共同支配の取決めまたは関連会社を有する場合、
 - ① 共同支配の取決めまたは関連会社の名称、主要な事業場所及び当期場所。
 - ② 企業と共同支配の取決めまたは関連会社との関係の内容。
 - ③ 企業の持分比率(持分比率と議決権比率が異なる場合、議決権比率)。
 - ④ 重要な共同支配企業または関連会社への投資に関する会計処理方法、獲得した配当、共同支配企業または関連会社の主要な財務情報。
 - ⑤ 持分法を適用して会計処理を行う共同支配企業または関連会社に対する投資に市場価格が存在する場合、その公正価値。
- (2) 個々の共同支配企業または関連会社への関与に重要性がない場合、
 - ① 持分法により会計処理される、共同支配企業または関連会社に対する投資の帳簿価額合計。
 - ② 共同支配企業または関連会社の純利益、非継続事業からの純利益、その他の包括利益、包括利益等の項目について、その持株比率から計算した金額合計。
- (3) 共同支配企業または関連会社から企業に資金を移動する能力に重大な制限がある場合、その制限の内容及び程度。
- (4) 持分法を適用している共同支配企業または関連会社に対する投資について、投資先に損失超過が生じており、投資者がその負担すべき損失に対する持分相当額の認識を停止している場合、未認識の損失に対する持分相当額。
- (5) 企業は、その共同支配企業に対する投資に関連する未認識のコミットメント及び共同支配企業または関連会社に対する投資に関連する偶発債務。

6. 非連結の組成された企業への関与の開示

企業は、非連結の組成された企業に関し下記情報を開示する必要があります。

- (1) 非連結の組成された企業の内容、目的、規模、活動及び資金調達方法。
- (2) 財務諸表において認識した非連結の組成された企業への関与に関連する資産と負債の帳簿価額及びその貸借対照表における表示項目。
- (3) 非連結の組成された企業への関与から生じる損失に関する最大のエクスポージャー及びその確定方法。
- (4) 財務諸表において認識した非連結の組成された企業への関与に関連する資産と負債の帳簿価額とその損失から生じる最大エクスポージャーとの比較。
- (5) 企業が、非連結の組成された企業に財政支援等を提供する意図がある場合、その意図。

7. 移行規定

41号準則は、2014年7月1日から適用され、比較財務表における情報は、遡及適用する必要があります。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,600名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited